

令和5年度

事業年報

千葉県香取保健所

(千葉県香取健康福祉センター)

は じ め に

令和5年度香取保健所（香取健康福祉センター）の事業年報をお届けします。

保健所（健康福祉センター）は、地域における保健・医療・福祉の技術拠点として、市・町・村、医療機関・保健・福祉関係機関等との連携のもと、地域における健康危機管理体制の構築、感染症・結核・食中毒等への対応、生涯を通じた健康づくり、難病対策、精神保健、母子保健等様々な部門に取り組んでいます。

明治時代から戦後の混乱期までの衛生行政は、主としてコレラや結核等の急性・慢性感染症対策のための衛生水準の向上を目的とした施策が講じられ、戦後復興期から経済成長期にかけて保健・栄養改善や体力づくり等を中心とした健康長寿社会の実現に向けた施策へと変遷してきました。

当所が旧佐原保健所として業務を開始したのは、国民全般を対象とした国の健康指導・相談の機関として保健所の設置が定められた昭和12年の「保健所法」の制定から7年後の昭和19年10月のことでした。

「保健所法」は、終戦後の昭和22年に全面改正となり、それまで警察署が担当していた食品衛生、急性感染症予防等の衛生警察業務が保健所に移管され、保健所は公衆衛生の第一線機関として機能が強化されました。

平成6年に「保健所法」は、再度の全面改正により「地域保健法」となり、保健所は広域的かつ専門的な公衆衛生行政を担う機関として位置づけられ、健康づくりや精神疾患等に関する相談、結核や感染症等の対策、薬事・食品衛生・環境衛生に関する指導等多岐にわたる業務に係わり、市町村と協働して地域住民に身近なサービスを提供する「地域保健」を担うこととなりました。

平成16年の県の組織改編以来、「社会福祉法」に基づく福祉事務所機能を統合した保健所（健康福祉センター）として地域保健と地域福祉を合わせた幅広い業務運営を行っています。

この事業年報は、令和5年度の香取保健所（香取健康福祉センター）の事業実績を取りまとめたものです。地域の資料として御活用いただくとともに、保健所（健康福祉センター）業務になお一層の御理解をいただければ幸いです。

令和6年11月

千葉県香取保健所長（香取健康福祉センター） 塚原 優己

目

次

I	総括	4	IV	生活保護課の業務概要	88
1	沿革	4	1	生活保護	88
2	概要	6	2	中国残留邦人等に対する支援 給付	92
3	管内の状況	6	3	生活困窮者住居確保給付金	93
4	健康相談	10	V	健康生活支援課の業務概要	94
5	各種委員会	11	1	結核予防事業	96
6	機構及び事務内容	13	2	感染症予防事業	105
7	職員数及び配置状況	14	3	エイズ対策事業	113
II	総務企画課の業務概要	15	4	原爆被爆者対策事業	115
1	歳入・歳出決算	15	5	食品衛生事業	117
2	医務関係	17	6	狂犬病予防事業及び動物愛護 管理事業	125
3	薬務関係	20	7	環境衛生事業	129
4	献血推進事業	24	VI	検査課の業務概要	138
5	地域保健医療計画の推進	24	1	臨床及び細菌検査業務	139
6	厚生統計調査	25	2	食品衛生検査業務	140
7	協議会・委員会の開催状況	31	3	健康危機管理検査業務	141
8	地域保健従事者研修・保健所 実習	32	4	精度管理事業	144
9	広報・啓発事業	33	VII	食品機動監視課の業務概要	145
10	地域防災対策	33	1	食品衛生監視事業	146
III	地域保健福祉課の業務概要	34	VIII	資料編	154
1	保健師関係指導事業	34	1	市町村保健センター	154
2	母子保健事業	38	2	学会・研究会における発表	154
3	成人・老人保健事業	44	3	表彰関係一覧表	154
4	一人ひとりに応じた健康支援 事業	45			
5	総合的な自殺対策推進事業	45			
6	地域・職域連携推進事業	46			
7	栄養改善事業	47			
8	歯科保健事業	56			
9	精神保健福祉事業	57			
10	肝炎治療特別促進事業	64			
11	肝がん・重度肝硬変治療 研究促進事業	64			
12	難病対策事業	65			
13	受動喫煙対策	72			
14	市町村支援	73			
15	福祉関係事業	76			

凡 例

- 1 各表、図は、年とあるものは1月～12月の暦年、年度とあるものは、4月～翌年3月の会計年度である。
- 2 各表中、年号表示のない資料は、令和○年度分（令和○年4月1日～令和○年3月31日）
- 3 各表欄外の注を参照のこと。
- 4 各表の数字は、単位未満を四捨五入してある。したがって、合計表と内訳の計が一致しない場合がある。
- 5 各表の符号は、特にことわりのないほかは、次のとおりである。
 - 「0」掲載単位に満たないもの
 - 「－」該当なし
 - 「…」事実不詳又は資料なし
 - 「△」減少を示す
 - 「r」既発表の数字を修正したもの